

令和 5 年度
集団指導資料
(安全対策関係)

盛岡市 保健福祉部
障がい福祉課 事業所係

安全計画の策定・所在確認について

◆児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）他、各基準省令の改正

【対象】全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設

【経過措置】令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

【義務化】令和6年4月1日から

1. 事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 障害児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
4. 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

【安全計画】

当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画

【義務化】令和5年4月1日から

事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

車両への安全装置の装備について

【対象】 児童発達支援・放課後等デイサービス

【義務化】 令和5年4月1日から

障害児の送迎を目的とした自動車（座席が2列以下のもの、障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、これを用いて所在確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

【経過措置】

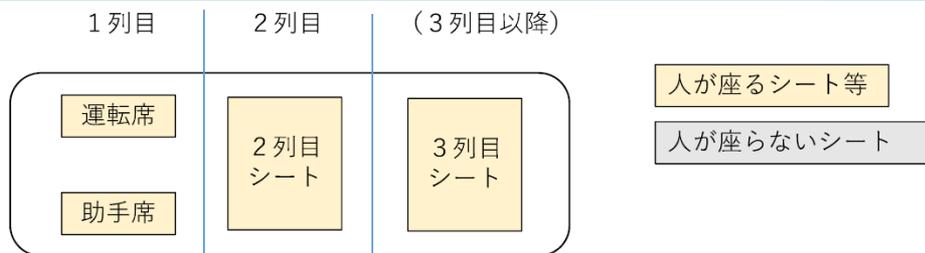
安全装置を設置することが困難な場合、令和5年4月1日～令和6年3月31日までは、見落としを防止する代替措置を講じること。

（厚生労働省作成のマニュアル、チェックシートを活用すること）

<p>こどものバス送迎・安全徹底マニュアル</p> <p><small>こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・健全な登園・降園のための安全装置の整備に関するマニュアルです。</small></p> <p>みんなの点呼で 幼い生命を守る。</p> <p>令和4年10月2日</p> <p>内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<h3>毎日使えるチェックシート</h3> <p><small>シートへ送迎せよ体に行き出しして、乗降し終わるまで記入してください。 ○最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実にまいりましょう。</small></p> <p>※活用例</p> <p>10月1日(月): <u>登園</u> / 降園</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、バスに乗るこどもの数を数えた。<input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、バスから降りたこどもの数を数え、全員が降りたことを確認した。<input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、連絡のないこどもの欠席について、出席管理責任者に確認した。<input checked="" type="checkbox"/> 運転手は、バスを離れる前に、車内にこどもが残っていないことを、椅子の下まで見落としがないか見て、確認した。 <p>運転手: _____ 同乗職員: _____</p> <p>上記報告を受けた: _____</p>
--	--

安全装置の装備対象車両について

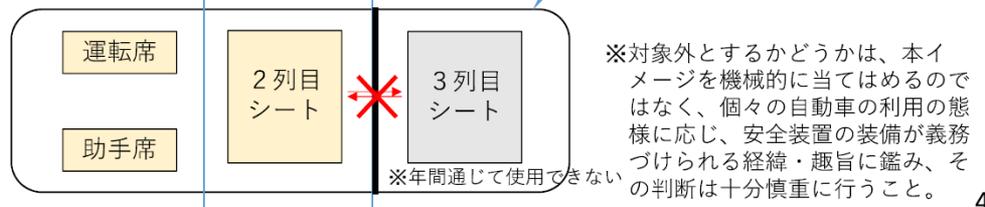
①対象



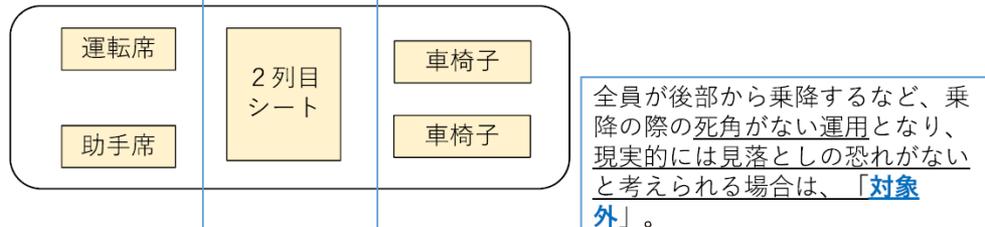
②対象外



③場合による



④対象



⑤場合による

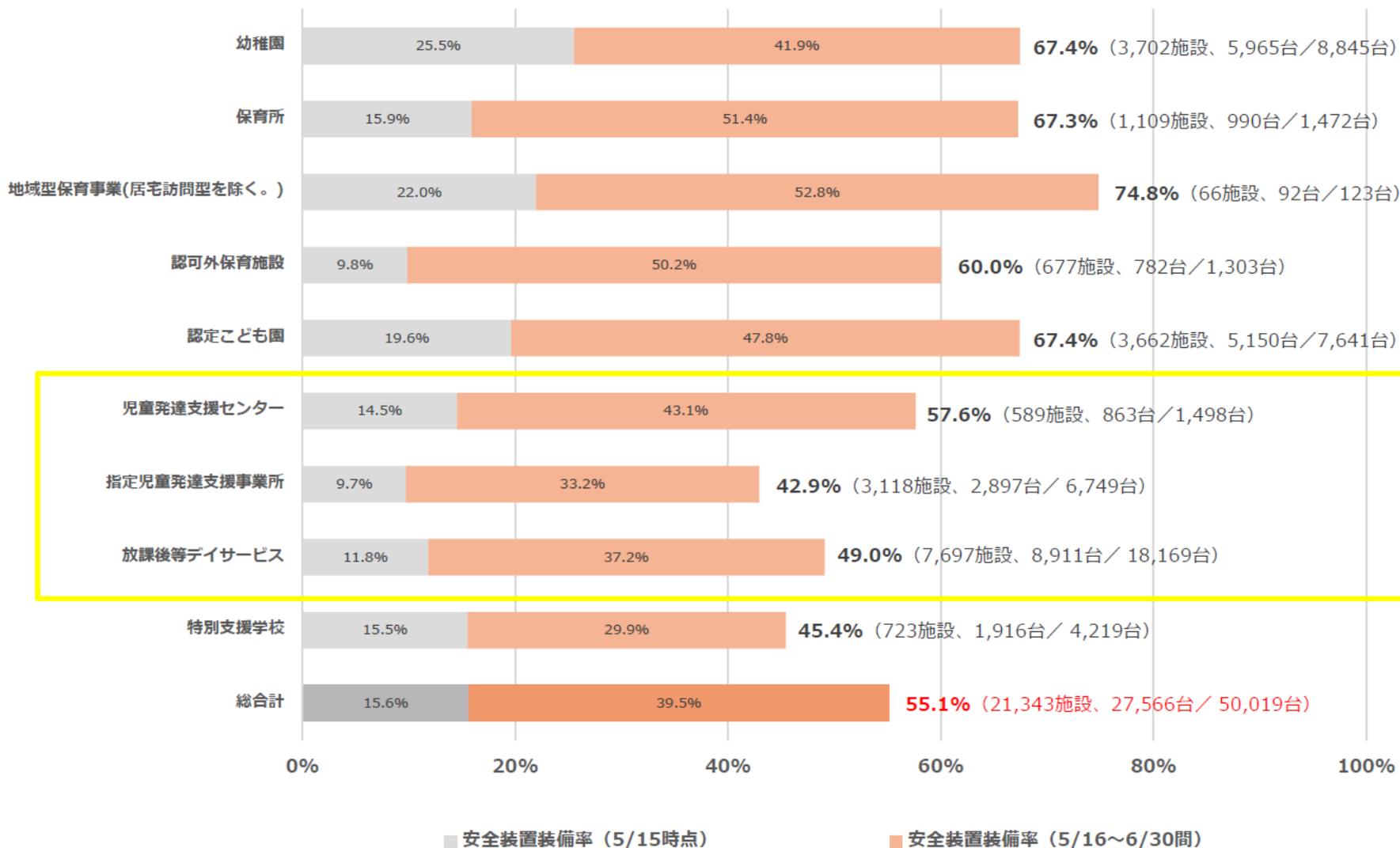


※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

安全装置の装備状況調査結果（全国版）

【こども家庭庁】送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果について（令和5年6月27日）

6月末時点の装備完了及び装備予定の割合



調査結果については、令和5年5月15日を基準日として、令和5年6月23日時点で国に回答があった施設・事業について取りまとめたものである。

安全対策関係の補助金について

◆ 盛岡市障害児通所支援事業者安全対策事業補助金（仮称）

①**送迎用車両の改修支援** …送迎用車両に、子どもの置き去り事故防止に役立つ安全装置（ブザー等）を装備する経費を補助する。こども家庭庁の認定製品に限る。

▶補助額：対象経費の上限額 17万5千円/台まで全額補助（上限を超えた額は事業者負担）

②**ICTを活用した子どもの見守り支援** …ICTを活用した見守りサービス等の安全対策に資する機器を購入する経費を補助する。

▶補助額：対象経費の上限額 20万円×4/5 （※1/5は事業者負担）

③**登降園管理システムの導入支援** …適切な登降園管理を行うための登降園システム及び端末を購入、導入する経費を補助する。

▶補助額：対象経費の上限額 20万円×4/5 （※1/5は事業者負担）

【対象】 ①児童発達支援、放課後等デイサービス事業所 …義務化の対象
②及び③は児童発達支援事業所（多機能型含む） …希望する事業所